

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が策定する条例等【資料】

給付対象になる幼稚園・保育所等に通う際の認定基準について

資料5-2

1. 支給認定区分

- ・ 1号認定子ども … 教育のみ 3-5歳児
- ・ 2号認定子ども … 保育認定 3-5歳児
- ・ 3号認定子ども … 保育認定 0-2歳児

2. 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由	1 保育標準時間 2 保育短時間	1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ		
<保育標準時間> Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□	計 X人
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○	計 Y人
※ 保育短時間も同様		

【①事由】

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの議論を踏まえた整理）

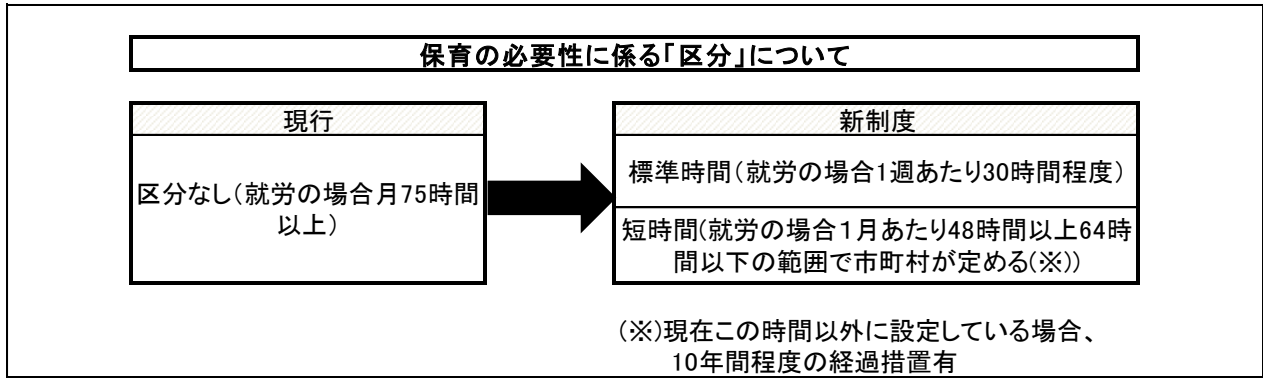
現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
- ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
・起業準備を含む
- ⑦就学
・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

【②区分】



【③調整（優先利用）について】

現行の調整内容	点数	
ひとり親世帯その他これに準ずる世帯	+15	
離婚を前提に配偶者と別居している世帯	+14	
すでに兄弟姉妹が入所している。	+2	
兄弟姉妹同時に入所申請が出ている。	+1	
鎌倉市家庭的保育事業（保育ママ）利用者の内、対象年齢を超え入所を希望している。	+2	
転居や勤務先の変更、兄弟姉妹が別の園に入所している等の理由により転園を希望している。	+2	
父母と児童だけの世帯（核家族）である。	ア 祖父母の居住地は市内及び近隣。	+1
	イ 上記以外	+2
前年度入所保留である	+1	
前年度入所保留に加え、前々年度も入所保留である	+1	
産前・産後休業または育児休業の状況について	ア 産休や育休が明け、保護者が復職している。	+5
	イ 現在保護者が育休中（期間延長済み）で、復職予定	+4
	ウ 現在保護者が育休中（期間延長なし）で、復職予定	+3
保護者の育児休業に伴い、保育所を退所している。	+7	
生活保護法による被保護世帯である、またはそれに準ずる生活困窮世帯である。	+3	
児童福祉法第26条に基づき児童相談所長から通知を受ける等、児童福祉の観点から保育の実施が必要と福祉事務所長が判断する場合。	+10	
兄弟姉妹（卒園した者も含む）の保育料に正当な理由がなく6か月分以上滞納がある。	-8	
市外居住者である。（転入予定の者を除く）	-8	



新制度(案)
ひとり親家庭
生活保護家庭
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
虐待やDVの恐れがある場合等、社会的養護が必要な場合
子どもが障害を有する場合
育児休業明け
兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
小規模保育事業などの卒園児童
その他市町村が定める事由

給付対象になる幼稚園・保育所等の利用料について

1. 所得階層の区分数について

【1号認定子ども（教育のみ 3-5歳児）】

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。
※（ ）内は、幼稚園就園奨励費の平成26年度予算案の内容を反映させた場合の額 〕

階層区分	推定年収	現行の保育料		階層区分	定額利用者負担	
		公立	私立		公立	私立
①生活保護世帯	—	4,900円 (0円)	6,600円 (0円)	①		
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	4,900円	9,100円	②	(保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担との整合性を考慮) 現行の負担水準を基本の利	
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	6,600円	16,100円	③		
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	6,600円	20,500円	④		
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	6,600円	25,700円	⑤		

※②~⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①~⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
※ただし、給付単価を限度とする。

<参考>鎌倉市 私立幼稚園等就園奨励費補助金（平成25年度）

《第1子または兄・姉が幼稚園等の場合》

補助区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護の世帯（A）	230,200円	269,000円	309,000円
平成25年度に納付すべき市区町村民税が非課税または所得割額が非課税の世帯（B）	200,200円	254,000円	309,000円
平成25年度に納付すべき市区町村民税の所得割額が（※1ア）円以下の世帯（C）	116,200円	212,000円	309,000円
平成25年度に納付すべき市区町村民税の所得割額が（※2イ）円以下の世帯（D）	63,200円	186,000円	309,000円
平成25年度に納付すべき市区町村民税の所得割額が（※3ウ）円以下の世帯（E）	32,000円	37,000円	309,000円
上記のいずれにも該当しない世帯（F）	31,000円	36,000円	309,000円

*表中の「第1子」とは、戸籍上の第1子である園児および小学校4年生以上に兄・妹を有する第2子をいう。

※1 区分Cにおける所得割課税額の限度額（ア）部分の算出方法は、以下のとおりとする。

■34,500円に①、②の合計額を加えた額

① 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円

※2 区分Dにおける所得割課税額の限度額（イ）部分の算出方法は、以下のとおりとする。

■171,600円に③、④の合計額を加えた額

③ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

※3 区分Eにおける所得割課税額の限度額（ウ）部分の算出方法は、以下のとおりとする。

■231,300円に⑤、⑥の合計額を加えた額

⑤ 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ⑥ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円

【2号認定子ども（保育認定 3-5歳児）】

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本（ただし、一定階層以上については一律負担）、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもと教育標準時間認定を受けた子どもの中間程度に設定。

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	-	0円
②市町村民税非課税世帯	~260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	~470万円	27,000円 (保育単価限度)
⑤所得税額103,000円未満	~640万円	41,500円 (保育単価限度)
⑥所得税額413,000円未満	~930万円	58,000円 (保育単価限度)
⑦所得税額734,000円未満	~1130万円	77,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円~	101,000円 (保育単価限度)

②~③：第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
④~⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

階層区分	定額利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①	現行の保育制度の利用者負担を基本 (ただし、一定階層以上については一律の負担) (教育標準時間認定を受けた子どもとの整合性を考慮)	保育標準時間認定を受けた子どもと教育標準時間認定を受けた子どもの負担額の中間程度に設定 (教育標準時間認定を受けた子どもとの整合性を考慮)
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

※ ①~⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
※ ただし、給付単価を限度とする。

【3号認定子ども（保育認定 0-2歳児）】

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの一定割合に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	-	0円
②市町村民税非課税世帯	~260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	~470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	~640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	~930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	~1130万円	80,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円~	104,000円 (保育単価限度)

②~③：第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
④~⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

階層区分	定額利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①	現行の保育制度の利用者負担を基本	保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の一定割合に設定
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

※ ①~⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
※ ただし、給付単価を限度とする。

<参考>鎌倉市保育所保育料徴収月額基準額表（平成26年度）

鎌倉市保育所保育料徴収月額基準額表

平成26年度

単位：円

国	市階層	定義	3歳未満児	3歳以上児
1	1	被保護世帯	0	0
2	2	前年度分市民税非課税世帯	0	0
3	3	前年度分市民税均等割のみの世帯	6,700 (3,350)	5,200 (2,600)
	4	前年度分市民税所得割課税世帯	9,000 (4,500)	7,500 (3,750)
4	5	前年分所得税 13,000円未満	12,700 (6,350)	11,100 (5,550)
	6	前年分所得税 13,000円～27,000円未満	17,200 (8,600)	15,200 (7,600)
	7	前年分所得税 27,000円～40,000円未満	21,600 (10,800)	18,900 (9,450)
5	8	前年分所得税 40,000円～61,000円未満	26,600 (13,300)	22,100 (11,050)
	9	前年分所得税 61,000円～82,000円未満	33,700 (16,850)	24,800 (12,400)
	10	前年分所得税 82,000円～103,000円未満	40,600 (20,300)	26,700 (13,350)
6	11	前年分所得税 103,000円～206,000円未満	45,100 (22,550)	28,300 (14,150)
	12	前年分所得税 206,000円～309,000円未満	49,500 (24,750)	30,100 (15,050)
	13	前年分所得税 309,000円～413,000円未満	52,800 (26,400)	31,600 (15,800)
7	14	前年分所得税 413,000円～533,000円未満	54,700 (27,350)	32,900 (16,450)
	15	前年分所得税 533,000円～633,000円未満	56,800 (28,400)	34,200 (17,100)
	16	前年分所得税 633,000円～734,000円未満	59,000 (29,500)	35,300 (17,650)
8	17	前年分所得税 734,000円～853,000円未満	65,900 (32,950)	36,700 (18,350)
	18	前年分所得税 853,000円～953,000円未満	72,800 (36,400)	38,100 (19,050)
	19	前年分所得税 953,000円以上	79,700 (39,850)	39,600 (19,800)

2. 所得階層区分の決定方法について

市町村民税額の所得割額等を基に区分を決定する

3. 利用者負担の切り替え時期について（国で以下について検討中）

- ・年間を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定
- ・4～5月分は「前年度分の市町村民税額」、6月分以降は「当年度分」により認定
- ・年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定（4～5月分は仮認定し、遡及）

4. 多子軽減の取扱いについて

現行制度と同様に多子軽減を導入する

5. 実費徴収、上乗せ徴収について

6. その他

低所得世帯等の減免規定や年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱いについて定める

幼稚園・保育所等が給付対象となるか市町村が確認する基準について

1 利用定員について

「定員の設定」「定員割れ・弾力化」等について定める

2 運営基準について

分類	主な検討事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの心身の状況の把握・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)・連携施設との連携(地域型保育事業のみ)・利用者負担の徴収(実費徴収、上乘せ徴収を含む)・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・非常災害対策、衛生管理・事故防止及び事故発生時の対応・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)・苦情処理・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等)・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

3 業務管理体制について

法令遵守責任者の氏名の届出について等を定める

4 情報公表の基準について

項目や公表の仕方について等を定める

小規模保育事業の主な基準について

(平成26年1月24日 子ども・子育て新制度説明会資料4に基づき作成)

		A型【分園型】	B型【中間型】	C型【グループ型】
基本的性格		保育所分園に近い類型	A・Cの間	家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型
保育する人数		6～19人 ※C型は更に規模を小さくすることも検討。19人以上の受入については今後検討。		
保育従事者の資格		保育士	保育士 + 保育従事者 (研修受講が必要)	家庭的保育者 + 家庭的保育補助者 (研修受講が必要)
職員数		0歳児 3:1 1～2歳児 6:1 上記に加え1名追加配置	A型と同じ ただし保育士の比率は 1/2以上 (比率が上がれば給付額が上昇)	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、 5:2)
保育室等	設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室		
	面積	0・1歳児 3.3㎡/人以上 2歳児 1.98㎡/人以上	0～2歳児 3.3㎡/人以上	
屋外遊戯場	設備	屋外遊戯場（他の公的施設の敷地その他付近の敷地で代替可能）		
	面積	2歳児 3.3㎡/人以上		
給食	調理	自園調理 ※連携施設等から搬入可（同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可） ※自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。		
	設備	調理設備（キッチン程度を想定、具体的な内容は市町村の条例等で定める） ※連携施設から搬入する場合、加熱、保存等の調理機能		
	職員	調理員 ※調理業務委託、連携施設から搬入の場合は不要		
耐火基準		保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物であること		
非常災害設備		<ul style="list-style-type: none"> ・消火器等の消火器具 ・非常警報器具 ・手すり等の乳幼児の転落防止措置（保育室等を2階以上に設置する場合） 		
避難階段		認可外保育施設の基準と同様		
連携施設		<p>連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要 （連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割を担う施設）</p> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。 ※連携施設との調整が難航した場合、市町村が調整を行う。</p>		

※太字部分： 従うべき基準（条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの。ただし、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される。）

※他の部分： 参酌基準（地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。）

家庭的保育事業の主な基準について

(平成26年1月24日 子ども・子育て新制度説明会資料4に基づき作成)

区分	基準の内容	
保育する人数	1～5人	
保育従事者の資格	家庭的保育者＋家庭的保育補助者 (研修の受講が必要)	
職員数	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)	
保育室等	設備	保育を行う専用居室
	面積	0～2歳児 3.3㎡/人以上
屋外遊戯場	設備	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 (他の公的施設の敷地その他の付近の代替地で可)
	面積	2歳児 3.3㎡/人以上
給食	調理	自園調理 ※連携施設等から搬入可(同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可) ※自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。
	設備	調理設備(キッチン程度を想定、具体的な内容は市町村の条例等で定める) ※連携施設から搬入する場合、加熱、保存等の調理機能
	職員	調理員 ※子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が調理業務に従事できる。 ※調理業務委託、連携施設から搬入の場合は不要
耐火基準	現行の取扱い(上乘せ規制なし)を基本に更に検討する	
連携施設	連携施設(認可保育所・認定こども園・幼稚園)の設定が必要 (連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割を担う施設) ※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。	

※太字部分： 従うべき基準(条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの。ただし、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される。)

※他の部分： 参酌基準(地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。)

事業所内保育事業について

(平成 26 年 1 月 24 日 子ども・子育て新制度説明会資料 4 に基づき作成)

区分	基準の内容	備考
保育する 人数	一定の地域枠の設定が必要※ (総定員の上限・下限はない)	地域枠：定員の 1/4～1/3 を基準として、市町村が地域の実情に応じて設定
保育従事 者の資格	定員 20 名以上：保育所と同じ 定員 19 人以下：小規模保育事業 (A・B型) と同じ	
保育従事 者数	//	
設備	0・1 歳児 ：乳児室またはほふく室 2 歳児：保育室	
面積	定員 20 名以上：保育所と同じ 定員 19 人以下：小規模保育事業 (A・B型) と同じ	
屋外遊戯 場	2 歳児 1 人あたり 3.3 m ² 以上 ※付近の代替地可	
給食	自園調理が原則 連携施設等からの搬入可	※現在自園調理を行っていない施設の移行の場合、31 年度末までの体制整備を前提に経過措置あり。 ※連携施設には社会福祉施設、病院を含む
給食設備	定員 20 人以上：調理室 定員 10 人以下：調理設備	
給食職員	調理員	※連携施設等からの搬入を行う場合は不要
耐火基準	小規模保育事業を踏まえ検討	
連携施設	必要	※31 年度までは、市町村が一定の措置を講じた上で、設定を求めないことができる
嘱託医	医師	※連携施設と同一の嘱託医の委嘱することも可

※ 年度途中に従業員の子どもが利用できず、復職の妨げにならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入が可能となるようにする。

学童保育の設備運営基準について

(平成 26 年 1 月 24 日 子ども・子育て新制度説明会資料 5-1 を基に作成)

		基準の内容
従うべき基準 (※)	職員の資格	「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とし 全員には資格を求めない。
	職員の数	2人以上配置(うち1人は有資格者)
参酌すべき基準 (※)	児童の集団の規模	概ね 40 人 (40 人を超える場合は、複数の集団に分けて対応する)
	施設・設備	専用室・専用スペースの面積は児童 1 人当たり 1.65 m ² 以上
	開所日数	年間 250 日以上
	開所時間	平日:1 日 3 時間以上 休日:1 日 8 時間以上
	その他の基準	「非常災害対策」「虐待等の禁止」「保護者・小学校等との連携等」 「事故発生時の対応」等についても定める

※従うべき基準…国の定める基準に従う必要があるもの

※参酌すべき基準…国の定める基準を参考にして判断する必要があるもの